

令和2年5月19日



広報資料

【問い合わせ先】

第一管区海上保安本部交通部

安全対策課長 片山 敬義

Tel.0134-27-0118 (内線 2640)

令和2年ゴールデンウィーク期間中の マリンレジャー活動に伴う海難発生状況（速報値）

本期間中に発生したマリンレジャーに伴う船舶事故は1隻(昨年比 1隻減)、
人身事故は13人 2件(昨年比 12人増 1件増)でした。

※本年のゴールデンウィーク期間は4月29日から5月6日までの8日間

昨年のゴールデンウィーク期間は4月27日から5月6日までの10日間

1 発生状況

(1) 船舶事故

➤ 事故内容

プレジャーボートの浸水：1隻

〔昨年は、プレジャーボート：2隻〕

〔内訳は、乗揚：1隻、有人漂流：1隻〕

➤ 事例

6日 石狩湾港で、沖合いの防波堤に係留中の無人ボートが浸水したのち転覆
(死傷者なし)

(2) 人身事故

➤ 事故内容

海中転落：1件1人（うち死者：1人）、帰還不能：1件12人

〔昨年は、海中転落：1件1人〕

➤ 事例

- ・4日 大中漁港（長万部町）で釣り中の1名が、防波堤から海中転落（死亡。
ライフジャケット非着用）
- ・6日 石狩湾港沖合いの防波堤で釣り中の12名が、瀬渡しで使用していたプ
レジャーボートの浸水転覆により帰還不能（ライフジャケット7人非着用）
(5月6日付け広報資料のとおり)

2 今後の対応

北海道内では外出自粛要請がなされている中、悪天候が予想されたにもかかわらずプレジャーボートを無理に航行させたり、釣りに出掛けることを周囲に伝えず海中へ転落した事故が発生しました。

これらの事故を未然に防ぐため、周囲の方々から事故防止対策（荒天が予想される場合にはレジャーを中止、ライフジャケット着用など）の声掛けを行ってもらえるように、マリーナやマリンレジャー愛好者が立ち寄る釣り具店に働きかけるほか、釣り人やプレジャーボート等に対しては、引き続き、海上から巡視船艇によるライトメール、船外マイク、陸上から拡声器を使用した周知活動を実施していきます。

「マリンレジャー活動」とは、海水浴、釣り、潮干狩り、サーフィン、ボードセーリング、スキューバダイビング等の海浜における余暇活動及びプレジャーボート等による遊走等をいいます。

令和2年 ゴールデンウィーク安全推進活動

本年は新型コロナウイルスの感染拡大防止のために拡声器やライトメールなどを使用してレジャーを楽しむ方々から距離を取って安全啓発を行ったほか、北海道から出されている外出自粛要請について呼び掛けを実施しました。

拡声器による安全啓発



ライトメールを使用した外出自粛の呼びかけ



【問い合わせ先】

海の安全推進本部

(事務局：交通部安全対策課)

首席海難調査官 川内谷 紀行

電話 03-3591-6361 (内線 6501)



令和2年5月19日
海上保安庁

ゴールデンウィーク期間中のマリンレジャー活動 に伴う海難発生状況（速報値）

～海難発生数が大幅に減少～

令和2年4月29日～5月6日の海難発生数及び死者行方不明者数は、昨年と比較して、以下のとおり減少しました。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各地方公共団体が、海岸への立入自粛措置や同地方公共団体が運営する駐車場の使用禁止措置といった、いわゆる外出自粛要請に伴う措置により、マリンレジャー活動自体が減少したことも要因であると推定され、今後も発生状況を注視していくこととします。

○船舶事故（民間救助機関による海難隻数を含む）

◆ 事故隻数：52隻（昨年比27隻減少）

死者・行方不明者：0人（昨年比2人減少）

海難種類別：運航不能（機関故障）が18隻と最も多く、全体の約3割

◆ インシデント：10隻（係留中の浸水など）

○人身事故（民間救助機関による海難者数は計上していない）

◆ 事故者数：6人（昨年比20人減少）

死者・行方不明者数：3人（昨年比2人減少）

事故者数の内訳：釣り中2人、磯遊び中2人、その他2人

◆ その他の人身に係るトラブル：19人（防波堤からの帰還不能など）

★「マリンレジャー活動」とは、海水浴、釣り、潮干狩り、サーフィン、ボードセーリング、スキューバダイビング等の海浜における余暇活動及びプレジャーボート等による遊走等をいいます。

★「プレジャーボート等」とは、プレジャーボート（モーターボート、ヨット、水上オートバイ等）及び遊漁船をいいます。

★「船舶事故」とは、船舶の運航に関連した損害や具体的な危険が生じたものをいいます。

★「インシデント」とは、船舶の運航に関連した損害又は具体的な危険が生じなかった海難をいいます。

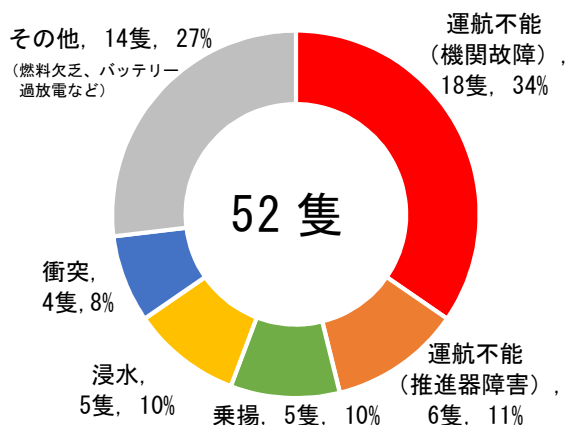
★「運航不能」とは、船舶の運航に必要な設備の故障等により、航行に支障が生じたことをいいます。

★「人身事故」とは、海上又は海中における活動中に死傷者（自殺、病気を除く）が発生したものをいいます。

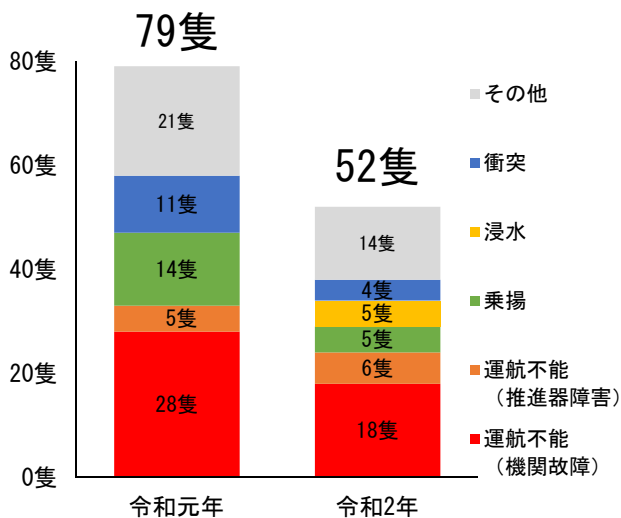
★「その他の人身に係るトラブル」とは、海上又は海中における活動中に死傷者が発生しなかったものをいいます。

マリンレジャー活動に伴う船舶事故の海難種類別発生状況

【海難種類別発生状況】

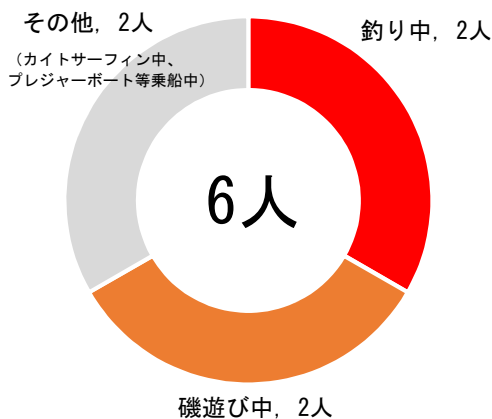


【昨年比】

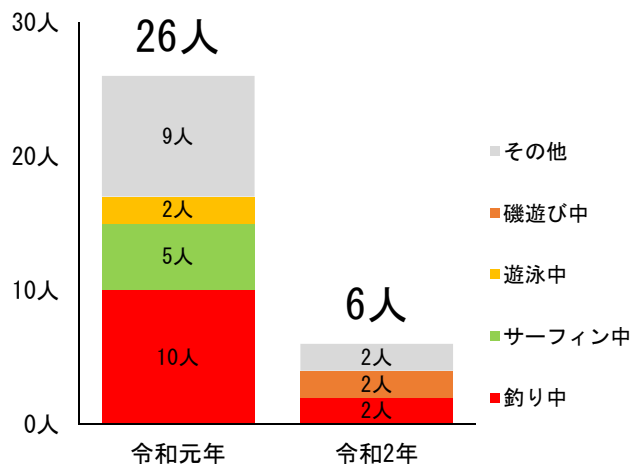


マリンレジャー活動に伴う人身事故の活動内容別発生状況

【活動内容別発生状況】



【昨年比】



【参考】平成29年までの計上方法での海難発生状況

過去5年間の推移

		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年/ 令和元年	令和2年
安全推進活動期間		4/29~5/8 (10日間) (休日数:8日)	4/29~5/7 (9日間) (休日数:7日)	4/28~5/6 (9日間) (休日数:7日)	4/27~5/6 (10日間) (休日数:10日)	4/29~5/6 (8日間) (休日数:6日)
船	プレジャーボート等の海難隻数(隻)	54	72	51	70	46
	死者・行方不明者数(人)	1	0	2	2	0
人身	マリンレジャー活動に伴う海難者数(人)	41	43	28	40	25
	死者・行方不明者数(人)	7	8	5	5	4
船舶・人身 死者行方不明者数 計(人)		8	8	7	7	4

民間救助機関のみによる救助を除く

※海上保安庁では、平成30年から海難定義を見直しています。

夏季に向けた事故防止対策

【夏季に向けた注意点】

令和2年のゴールデンウィークの海難発生数は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置に伴う外出自粛要請の影響が要因であると推定される減少が認められました。

5月14日に8都道府県を除く、39県を対象として緊急事態宣言が解除されたところではありますが、新型コロナウイルス感染症の情勢は依然として予断を許さない状況に変わりなく、同自粛が夏季期間も再度要請されるか不透明であるものの、外出自粛要請が解除された場合、例年であればマリナー活動が活発となり、海難が増加する傾向にあります。

例年、船舶海難は、「プレジャーボートの機関故障」、「ミニボートの転覆・浸水」、「水上オートバイの衝突・復原不能による漂流」が多く発生しており、人身海難は、「遊泳中の溺水」が多く発生していることから、以下の事項に注意してください。

・ プレジャーボートの機関故障

プレジャーボートは、ゴールデンウィーク中と同じく夏季においても「運航不能（機関故障）」の海難が多い傾向にあります。

機関故障を未然に防止するためには、発航前検査チェックリストを活用した適切な発航前検査や、整備事業者等による定期的な点検整備を実施する必要があることから、日頃から適切な点検整備を実施しましょう。

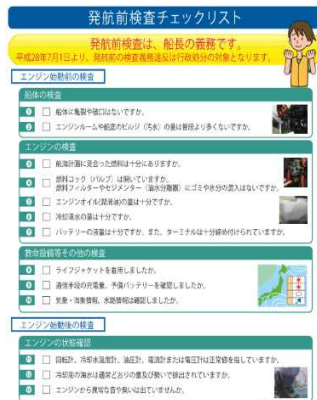
【事件事例】プレジャーボートの運航不能（機関故障）

【事例1】

事故船舶は、釣りを終え定係地へ航行中、エンジンが急停止し、運航不能に陥りました。海上保安庁の巡視艇に曳航救助され、その後の調査の結果、燃料タンクからエンジンに繋がる燃料フィルターの詰まりが原因であり、適切な発航前検査を実施していないことが判明しました。

【事例2】

事故船舶は、航行中に機関の出力が上昇しなかったことから、再起動を試みたところ起動せず運航不能に陥りました。整備事業者による点検整備の結果、シリンダーヘッド部に穴が空き圧縮空気が漏れたことが原因であり、長期間、整備事業者による点検整備を受けていませんでした。



発航前検査チェックリスト



海難防止啓発アニメ（機関故障編）

※同アニメは、プレジャーボートの機関故障海難を防止するために第七管区海上保安本部の職員が作成したものであり、現在、海上保安庁 YouTube に掲載されています。

発航前検査チェックリスト https://www6.kaiho.mlit.go.jp/info/marinesafety/01_safetyguide/uminiderumaeni.pdf

海難防止啓発アニメ（機関故障編） https://www.youtube.com/watch?v=o8-gD2F_0CQ

・ミニボートの転覆・浸水海難

ミニボートは小型船舶操縦免許及び船舶検査が不要であり、小型軽量で持ち運びも容易であることから、近年その保有隻数は増加傾向にあります。

一方、保有隻数の増加に比例して海難発生隻数も右肩上がり増加しており、令和元年の発生隻数は過去最大（90隻）となっています。

特に、海に関する基礎知識やミニボートの特性を正しく理解しないまま海に出て転覆・浸水に至る事故が多く発生しています。

【事故事例】ミニボートの転覆

【事例】

事故者2人は、それぞれミニボートの船尾方向に乗船して帰港中、船首方向から強風（風速13m/s）及び高波（1.5m）を受け、転覆しました。

事故者2人は、事故の通報を受けた巡視艇及び航空機により救助され、怪我等はありませんでした。



・ 水上オートバイの衝突・復原不能による漂流

水上オートバイの事故の約6割は夏季期間に発生しており、特に衝突や転覆した水上オートバイを復原出来ずに漂流する事故が最も多く発生しています。

事故の多くは経験年数の少ない初心者による事故であり、これらの事故を未然に防止するためには、安全運航に係る知識や技能の向上を図る必要があります。

【事件事例】水上オートバイの衝突

【事例】

事故者は友人と海岸を訪れ、飲酒後に酩酊状態で遊走し、波打ち際で友人らに航走波を浴びせていたところ、操船を誤り、錨泊していたプレジャーボートに衝突しました。事故者は無事でしたが、プレジャーボートの乗船者が怪我を負いました。

・ 遊泳中の溺水

遊泳中の事故は、海水誤飲などによる溺水が最も多く発生しており、年齢層別では20歳未満の事故が多くを占めています。

事故原因の約7割は、知識・技能不足、周辺環境の不注意、飲酒後の遊泳等の無謀な行為といった自己の過失によるものであり、これらの事故を未然に防止するためには、子供から目を離さない、お酒を飲んだら泳がない、監視員やライフセーバーが常にいる管理された海水浴場で泳ぐことを徹底する必要があります。

【事件事例】遊泳中の事故

【子供の事故】

事故者兄弟(兄9歳、弟6歳)は、両親とともに海水浴場を訪れ、両親が砂浜でテント等の準備をしている間に子供のみで泳いでいたところ、足のつかない海域まで行ってしまい溺れました。事故者兄弟は、事故に気付いた付近遊泳者等により救助され、病院に緊急搬送されたものの、兄は死亡が確認されました。

(弟は入院措置)

【飲酒に関連した事故】

事故者は友人と海岸を訪れ、飲酒を伴う食事の後、1人で遊泳を開始しました。

その後行方不明となり、付近の砂浜で、心肺停止状態で発見され、病院へ緊急搬送されたものの死亡が確認されました。

【事件事例】 遊泳中の事故

【遊泳禁止区域での事故】

事故者 2 人は友人と海岸を訪れ、遊泳が禁止されているヘッドランド※付近で泳いでいたところ、離岸流に流されて行方不明になりました。その後ヘッドランドに打ちあがっているところを発見されましたが 2 名とも死亡が確認されました。

※ヘッドランドとは、海岸の砂の流出を防ぐために建設される人工岬のこと。ヘッドランド周辺では離岸流が発生しやすく、多くの場所では立入禁止となっている。

海上保安庁が推奨する安全対策ツール

海の事故に遭わないために、以下事項を参考に安全対策に努めましょう。

・ ウォーターセーフティガイド

海上保安庁では、水上オートバイやミニボート、遊泳や釣りなどのウォーターアクティビティごとに事故防止のための情報をとりまとめた総合安全情報サイト「ウォーターセーフティガイド」を開設しています。

同サイトに掲載されている安全情報を参考にして、安全のための必要な知識や技能の向上を図りましょう。



ウォーターセーフティガイド https://www6.kaiho.mlit.go.jp/info/marinesafety/00_totalsafety.html

・ 自船の安全確保 3 か条

小型船舶の船長は、以下の 3 つの事項を実践して、自船の安全を確保しましょう。

自船の安全確保 3 か条

小型船舶の船長は、以下の 3 つの事項を実践して、自船の安全を確保しましょう！

その 1. 発航前、機関や燃料等の点検の実施

その 2. 航行時、常時見張りの徹底

その 3. 故障時に備え、救助支援者の確保



自船の安全確保 3 か条 https://www6.kaiho.mlit.go.jp/info/keihatsu/20180327_anzenkakuho.pdf

・ 海の安全情報

海上保安庁では、海難を防止することを目的として、プレジャーボートや遊漁船の操縦者、海水浴や釣り等のマリンレジャー愛好者の方々に対して、全国各地の灯台等で観測した風向、風速、波高等の局地的な気象・海象の現況、気象庁が発表する気象警報・注意報、ミサイル発射や避難勧告等に関する緊急情報、海上工事や海上行事等の状況に関する海上安全情報、海上模様が把握できるライブカメラ映像等を「海の安全情報」として提供していますので、有効にご活用ください。

パソコンやスマートフォン、携帯電話から、簡単にアクセスできます。 **海の安全情報** で **検索**

パソコン用サイト	スマートフォン用サイト	携帯電話用サイト	緊急情報配信サービス
 https://www6.kaiho.mlit.go.jp/	 https://www6.kaiho.mlit.go.jp/sp/index.html	 https://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/index.html	 https://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/touroku.html

海の安全情報 (PC 用) <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/>

海の安全情報 (スマホ用) <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/sp/index.html>

・ 海の事件・事故『118 番』

海上保安庁は、海上における事件・事故の緊急通報用電話番号として、警察の 110 番や消防の 119 番のように覚えやすい局番なし 3 桁電話番号「118 番」を設定しています。また、聴覚や発話に障がいを持つ方を対象に、スマートフォンなどを使用した入力操作により、海上保安庁への緊急時の通報が可能となる「NET118」というサービスも令和元年 11 月 1 日から運用していますので、有効にご活用ください。

令和2年5月6日
午前10時30分発表

広報資料

お問い合わせ先

小樽海上保安部

次長 小野 雄二

TEL (0134) 27-6118

石狩湾港北防波堤プレジャーボート浸水（第一報）

- 1 情報入手日時経路 令和2年5月6日（水）午前8時30分頃
118番通報（第一管区海上保安本部運用指令センター）
～当部
- 2 発生場所 石狩湾港北防波堤付近海域
- 3 事故船舶
船名：不明
船種：プレジャーボート
船の全長：不明
乗員：12名（大人8名、子供4名）
船長：天内 洋介（あまうち ようすけ）39歳 男性 札幌市北区在住
- 4 事故状況
プレジャーボートは、5月6日（水）、北防波堤で釣りをするため、船長ほか11名を乗船させ、同船を北防波堤に着けた際、船上に波を受け浸水し、転覆したものの。詳細については、現在調査中です。
なお、12名全員にケガなし。
当部所属巡視艇やぐるま（船長：佐野 海津彦）を発動させ、乗員の救助作業を実施中です。
- 5 現場の気象
曇り、北西の風2メートル、波0.5メートル、うねりなし、視程良好

令和2年5月6日
午後2時10分発表

広報資料

お問い合わせ先

小樽海上保安部

次長 小野 雄二

TEL (0134) 27-6118

石狩湾港北防波堤プレジャーボート浸水（第二報/最終報）

1 当庁の対応状況

本日午前10時20分頃、北防波堤に取り残された乗員10名を巡視艇やぐるまが救助し、同日午前10時50分頃、石狩湾港に搬送しました。また、船長ほか1名（計2名）については、石狩湾港付近を航行していた「博隆丸」（作業船、総トン数151トン）に救助されました。

2 けが人等の状況

船長ほか11名にケガ等はなく、体調不良者もいませんでした。

プレジャーボートについては、「博隆丸」により曳航され、石狩湾港に係留中です。

なお、プレジャーボートが転覆した付近海域での油の流出は、ありません。

3 事故船舶

船名：PROROW 1（プロロワン）

船種：プレジャーボート

船の全長：4.55メートル

乗員：12名（大人8名、子供4名）

4 事故の原因

プレジャーボート船長の聴取によると、「会社仲間や知人と北防波堤で釣りをするため、5月6日午前4時半頃、11名を複数回に分けて同船に乗船させ、石狩湾港を出港、同船を北防波堤に着けて釣りをしていた。午前8時過ぎ、係留していた同船を移動する際、船上に波を受け浸水し、エンジンがかからなくなったところ、転覆した。」とのことです

（当時の気象・海象）

曇り、南西の風10メートル、波1.5メートル、うねりなし、視程良好

5 写真の共有

本日撮影した画像をオンラインストレージに掲載いたします。